

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部十勝農業試験場公告第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和3年1月20日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
理事長 田中 義克

1 入札に付する事項

- (1) 契約の目的の名称 十勝農業試験場施設等警備業務 一式  
(2) 契約の目的の仕様等 契約書（案）及び業務処理要領による。  
(3) 契約期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで  
なお、この契約は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年3月31日北海道条例第12号）を準用する長期継続契約案件である。  
この契約に要する経費の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。  
(4) 履行場所 河西郡芽室町新生南9線2番地  
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構  
農業研究本部 十勝農業試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和2年度に有効な北海道の競争入札参加資格のうち、庁舎等警備の資格を有すること。  
(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。  
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。  
(4) 芽室町内及びその隣接する市町村（帯広市、清水町、鹿追町、音更町）内に本店、支店又は営業所を有していること。  
(5) 資格審査の申請をする日から24月以内において、1に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ誠実に履行した者であること。  
なお、4に定める制限付一般競争入札参加資格の審査申請日において契約期間中にあるものについては、当該申請日の時点で契約不履行又は契約違反がない者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(5)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあっては、当該組合の組合員（組合が指定する組合員）が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。  
ア 申請の時期 令和3年2月8日（月）から令和3年2月26日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで  
イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。  
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 082-0081  
河西郡芽室町新生南9線2番地  
道総研 農業研究本部 十勝農業試験場 総務課  
(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

河西郡芽室町新生南9線2番地 道総研 農業研究本部 十勝農業試験場 総務課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 河西郡芽室町新生南9線2番地  
道総研 農業研究本部 十勝農業試験場 2階 大会議室
- (2) 入札日時 令和3年3月17日(水) 午前10時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金は免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 入札保証金の納付の免除等は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第9条各号の定めるところによる。

8 契約保証金

- (1) 契約保証金は免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。
- (2) 契約保証金の納付の免除等は、取扱規則第37条各号の定めるところによる。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、取扱規則第10条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 最低制限価格

この入札は、取扱規則第20条の規定により、最低制限価格を設定している。

(3) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であ

るかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 道総研 農業研究本部 十勝農業試験場 総務課  
イ 所 在 地 郵便番号 082-0081  
河西郡芽室町新生南9線2番地  
ウ 電 話 番 号 0155-62-9821

(5) 前金払

前金払はしない。

(6) 概算払

概算払はしない。

(7) 部分払

部分払はしない。

(8) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(9) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(10) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(11) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道総研に提出し、道総研が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道総研が指定する様式により依頼すること。

(12) その他

この公告のほか、競争入札心得その他の関係法令の規定を承知すること。

また、新型コロナウイルス感染防止対策を実施のうえ、入札に参加すること。